

肥料取締法（昭和25年法律第127号）の概要

（アンダーライン：平成15年改正により追加）

1 法の目的：肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること

2 肥料の区分と登録等

（1）特殊肥料（農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥、その他の肥料）

：生産、輸入する前に都道府県知事にその旨を届出

（2）普通肥料（特殊肥料以外の肥料）

登録肥料（公定規格が定められているもの。有害成分を含むおそれのある汚泥肥料等を含む。）

：生産、輸入する前に農林水産大臣又は都道府県知事に登録

仮登録肥料（公定規格が定められていないもの。）

：生産、輸入する前に農林水産大臣に仮登録

指定配合肥料（専ら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料）

：生産、輸入する前に農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届出

特定普通肥料（含有している物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料）

：生産、輸入する前に農林水産大臣に登録又は仮登録

3 普通肥料の登録

（1）登録の調査：公定規格との適合性、名称の妥当性、植害の有無、適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ） 等

（2）普通肥料の公定規格：含有すべき主成分の最小量、含有が許される有害成分の最大量等（汚泥肥料等については、含有が許される有害成分の最大量等）

（3）登録の有効期間（公定規格数：143種類）

3年又は6年

4 普通肥料の仮登録

（1）仮登録の調査

公定規格のある類似肥料との同等性、名称の妥当性等

（2）公定規格の設定

肥効試験の結果、栽培試験の成績が真実であると認めるときは、公定規格を設定

（3）仮登録の有効期間：1年

5 保証票の添付：譲渡する普通肥料には保証票の添付を義務付け

（記載事項）肥料の種類

肥料の名称

保証成分量（汚泥肥料等については、主要な成分の含有量）

生産業者の氏名、住所

適用植物の範囲及び施用方法（特定普通肥料のみ） 等

6 特定普通肥料の施用基準

特定普通肥料の施用者は、農林水産大臣が定める施用基準に違反して施用してはならない。

7 特殊肥料の品質表示基準

(1) 表示対象肥料

- ・たい肥（污泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるものを除く。）
- ・動物の排せつ物

(2) 表示の基準

主要な成分の含有量、原料の表示の方法等

8 肥料の販売業者の届出：事業の開始後都道府県知事にその旨を届出

9 立入検査、行政処分

農林水産大臣又は都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、生産事業場等に立入検査等を行わせることができる。

農林水産大臣は肥料の取締り上必要があると認めるときは、独立行政法人肥飼料検査所に、生産事業場等に立入検査等を行わせることができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、生産業者等がこの法令に違反したときは、譲渡制限、登録の取り消し等を行うことができる。

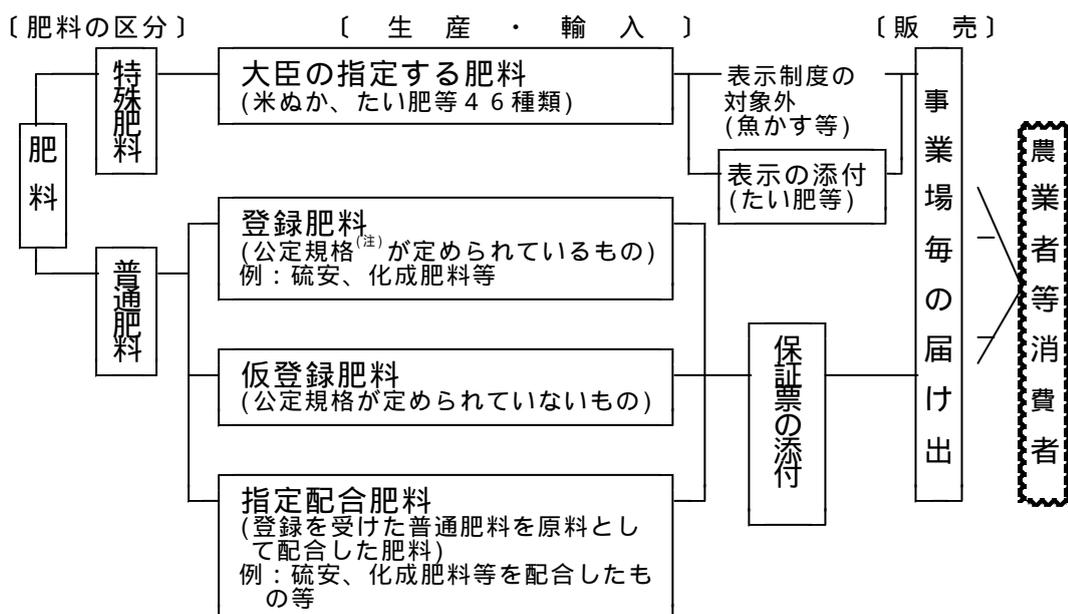
10 回収命令

農林水産大臣は、法律に違反して肥料を譲渡等した事業者に対して、肥料の回収等を命ずることができる。

11 厚生労働省及び環境省との連携の強化

農林水産大臣は、特定普通肥料を登録等する場合、施用基準を定める場合等は、厚生労働省及び環境省と協議し、又は意見を聞かなければならない。

肥料の品質保全のしくみ



(注) 公定規格：含有すべき主成分（窒素、りん酸、加里等）の最小量・最大量、含有が許される有害成分の最大量 等を規定

特定普通肥料について

特定普通肥料

含有している成分である物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料

(普通肥料：農林水産大臣が指定する米ぬか、たい肥等の肥料以外の肥料)

	生産業者・輸入業者	販売業者	施用者
肥料全体	植物に害がある場合に譲渡又は引渡しの制限・禁止等		
	人畜に害がある不良品の発生時に譲渡又は引渡し・施用の制限・禁止等		
普通肥料	<ul style="list-style-type: none"> 登録のないものの生産・輸入の禁止 保証票のないものの販売の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 保証票のないものの販売の禁止 	-
特定普通肥料	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> 施用方法の遵守義務
	<ul style="list-style-type: none"> 保証票に施用方法の記載 		<ul style="list-style-type: none"> 保証票のないものの施用の禁止
特殊肥料	<ul style="list-style-type: none"> 生産・輸入業者の届出 表示の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者の届出 表示の指示 	-

肥料の生産状況等について

1 肥料生産量・販売金額（平成13年（暦年））

普通肥料生産量： 982.0万トン
 （うち汚泥肥料： 96.5万トン）
 特殊肥料生産量： 389.1万トン

化学肥料の販売金額： 1,274億円

資料：肥料生産量については、生産資材課調べ
 化学肥料の販売金額については、経済産業省「化学工業統計年報」

2 輸入数量（平成13年（暦年））

普通肥料輸入量： 171.7万トン
 特殊肥料輸入量： 1.9万トン

3 主要化学肥料の輸出数量（平成12年（暦年））

輸出量： 106.8万トン

4 肥料使用量の作物別割合

（単位：％）

	水 稻	果 樹	野菜畑作	その他
窒 素	30	9	41	20
りん酸	33	7	37	23
加 里	33	8	38	21

資料：生産資材課調べ（平成7年）

5 国内生産に関する主要肥料メーカー（平成13年（暦年））

○普通肥料のうち農林水産大臣登録・届出肥料の主要10社（五十音順）

宇部興産（株）
 片倉チッカリン（株）
 コープケミカル（株）
 住友化学工業（株）
 セントラル化成（株）
 多木化学（株）
 日本・ヨルダン肥料（株）
 ホクレン肥料（株）
 三井化学（株）
 三菱化学（株）

○普通肥料の生産量に占める主要肥料メーカーの割合 27％

6 普通肥料の登録件数（過去5年間推移）

（単位：件）

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
有効登録件数	18,231	18,664	18,870	20,229	20,741
新規登録件数	1,068	1,118	1,059	1,750	1,616

資料：生産資材課調べ
 （注）平成12年の新規登録件数の増加は、汚泥肥料が特殊肥料から普通肥料とされたことによる